記載例

様式第９号

（表）

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

（あて先）千葉市〇〇消防署長

実際に提出する日

建物が所在する区（中央区なら「中央」）

届出者
住　所　千葉市中央区長洲〇－〇
氏　名　千葉　太郎
連絡先電話番号
〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
連絡先電子メールアドレス
〇〇@〇〇.jp

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１６条の２により、焼却行為は原則禁止となっています。
この届出によって、同法における焼却禁止規定の例外の許可を得られるものではありません。

号の規定により火災とまぎらわしい煙
を届け出ます。

焼却禁止の例外区分		1　国又は地方公共団体の廃棄物 2　震災、風水害、火災、凍霜害等の廃棄物 3　風俗慣習上又は宗教上の廃棄物 4　農業、林業又は漁業の廃棄物 5　たき火その他日常生活の廃棄物
目的		生活復旧のため、台風よる倒れた木の焼却
行為	日時	令和〇年〇月〇日９：００～令和〇年〇月〇日１２：００
	場所	千葉市中央区長洲〇－〇
	責任者氏名	〇〇　〇〇
	内容	緊急的かつ最低限の倒木を焼却するもの
その他		消火器設置します。強風時は中止します。

※　受付欄	※　経過欄

備考　この届出は、火災予防上の届出であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づくものではありません。

なお、記入にあたっては裏面の注意事項を参照してください。

記載例

（裏）

注　　意　　事　　項

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番としてください。

２　届出者が法人の場合は、主たる事業所の所在地、法人名称及び代表者の職・氏名を記入してください。

３　焼却禁止の例外区分には、該当する番号に○印を記入してください。

なお、焼却禁止の例外区分に該当する行為は次の行為をいいます。

⑴「国又は地方公共団体の廃棄物」とは、国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

⑵「震災、風水害、火災、凍霜害等の廃棄物」とは、震災、風水害、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

⑶「風俗慣習上又は宗教上の廃棄物」とは、風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

⑷「農業、林業又は漁業の廃棄物」とは、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

⑸「たき火その他日常生活の廃棄物」とは、たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

４　内容の欄には、焼却物の種類、数量等の内容を記入してください。

５　その他の欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入してください。

６　実施場所の図面等を添付してください。

７　※印欄は、記入しないでください。

本届出に関する問い合わせ先

中央消防署消防課警防係

０４３－２０２－１６１６

花見川消防署消防課警防係

０４３－２５９－２５４５

稲毛消防署消防課警防係

０４３－２８４－５１３９

若葉消防署消防課警防係

０４３－２３７－７９９９

緑消防署消防課警防係

０４３－２９２－６１２２

美浜消防署消防課警防係

０４３－２７９－０１５７

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に関する問い合わせ先

中央・美浜環境事業所

０４３－２３１－６３４２

花見川・稲毛環境事業所

０４３－２５９－１１４５

若葉・緑環境事業所

０４３－２９２－４９３０

産業廃棄物指導課監視指導室

０４３－２４５－５６８４